

給付 1 1

高額医療費貸付制度を利用したいとき

『高額医療費貸付申込書』

『高額医療費貸付金借用証書』

1 ヶ月（暦月）分の保険診療の自己負担額が高額療養費に該当する場合に、健康保険組合から高額療養費が支給されるまでの間、高額療養費に該当する金額の90%までを無利息で貸付けする制度です。

医療機関から請求を受けた時点での貸付も行っております。

○ 貸付金の返済は、該当の高額療養費が支給されたとき。

【手続き】

・提出書類

- ① 高額医療費貸付申込書
- ② 医療機関発行の請求書コピー又は領収書コピー
- ③ 高額医療費貸付金借用証書